

令和7年千葉市教育委員会会議
第5回定例会会議録

千葉市教育委員会

令和7年千葉市教育委員会会議第5回定例会会議録

日時 令和7年5月23日(金)

午後2時00分開会

午後2時48分閉会

場所 XL会議室202

出席委員	教 育 長	鶴岡 克彦
	委 員	小西 朱見
	委 員	大山 尋美
	委 員	大濱 洋一
	委 員	杉山 浩
	委 員	磯邊 聡

出席職員	教 育 次 長	中島 千恵	学 校 施 設 課 長	大久保智之
	教 育 総 務 部 長	西 公厚	学 事 課 長	小林 公人
	学 校 教 育 部 長	川名 正雄	教 育 指 導 課 長	小石 伸一
	生 涯 学 習 部 長	大塚 暁	教 育 支 援 課 長	高橋 泰雄
	<small>学校教育部参事(教育改革推進課長事務取扱)</small>	松田 昌幸	保 健 体 育 課 長	太刀川 裕
	中 央 図 書 館 長	佐久間仁央	養護教育センター所長	小谷 泰也
	総 務 課 長	山田 利雄	生 涯 学 習 振 興 課 長	志保澤 剛
	企 画 課 長	望月 宏次	文 化 財 課 長	君塚 常行
	教 育 職 員 課 長	川島 政美	総 務 課 課 長 補 佐	金井 拓也
	教 育 給 与 課 長	吉野 嘉人		

書 記	総務課総務班主査	中台陽一郎	総務課主任主事	丸山 貴裕
-----	----------	-------	---------	-------

- 1 開会
教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全員の委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
鶴岡教育長より大山委員を指名
- 4 会期の決定
令和7年5月23日（1日間）とすることで全委員異議なく決定
- 5 会議録の承認
令和7年第1回定例会及び令和7年第2回定例会の会議録を全委員異議なく承認
- 6 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 7 非公開審議の決定
議案第19号を非公開審議とする旨決定
- 8 議事の概要
 - (1) 報告事項
報告事項(1) 児童生徒への心のケアについて
高橋教育支援課長より報告があった。
報告事項(2) 令和7年5月1日現在の児童生徒数について
小林学事課長より報告があった。
 - (2) 議決事項
議案第15号 令和8年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について
小石教育指導課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第16号 令和8年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について
小石教育指導課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第17号 令和8年度使用中等教育学校（後期課程）用教科用図書の採択方針について
小石教育指導課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第18号 令和8年度中等教育学校第1学年入学者の募集及び選抜の基

本方針について

松田教育改革推進課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第19号 令和7年度補正予算について（6月補正）

大久保学校施設課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

(3) 臨時代理報告事項

職員の人事について

(4) 発言の要旨

報告事項(1) 児童生徒への心のケアについて

鶴岡教育長 報告事項(1)「児童生徒への心のケアについて」、教育支援課長、説明をお願いします。

高橋教育支援課長 児童生徒の心のケアについてご説明申し上げます。

5月11日に起きました痛ましい事件を受けて、市立学校に通う児童生徒が様々な不安を抱える可能性が高いと考え、教育委員会として児童生徒の心のケアを最優先に取り組んで参りました。

まず、資料1にあります、児童生徒への心のケアについての依頼文書を教育委員会から全市立学校長に対して発出しました。内容は各学校の実態に応じて先生方の声かけと見守りはもちろんのこと、スクールカウンセラーやギガタブを利用した心の健康観察等を活用し、児童生徒に対する心のケアを各学校にお願いしたものです。

また、児童生徒への心のケアは、学校だけではなく保護者の協力が必要であることから、資料2にあります、保護者向けお子様の心のケアの依頼文書を全市立学校長に対して発出しました。保護者に協力を依頼するとともに、保護者自身が対応等に迷った場合につきましては、スクールカウンセラーを活用いただくようにご案内しております。

次に、今後の方向性ですが、1つ目に、児童生徒の心のケアを第一に考え、引き続き全市立学校に配置しているスクールカウンセラーや、ギガタブで行う心の健康観察等を活用しながら、児童生徒が通常の学校生活を過ごせるように努めて参ります。

2つ目に、教科の授業や様々な行事等を通じて、自分の良さを見つけ、生きることの素晴らしさや、かけがえのない命の尊さについて児童生徒自身が考え、行動できる場の設定をして参ります。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かございますか。

磯邊委員 私自身も臨床心理士として、緊急支援のような形で学校現場に入ることもあるのですが、特に思春期の心理特性として、被刺激性とって非常に周りの刺激を受けやすかったり、何かいろいろなことに反応を示す、高い反応性を示すようなお子さんが結構いると、今、今回の事件を受けて不安定になることが予想されるかなと思っています。こういう生徒さんにとって生徒指導や教育相談、それから特別支援などに名前が上がりやすい児童生徒さんに関しては、特に中長期的な視点で見守りと支援を改めてお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

鶴岡教育長 ご意見という趣旨でよろしいですかね。

磯邊委員 はい。

大山委員 教育委員会から学校長への手紙、その後、15日に発信していただきました学校長から保護者への手紙ですが、ここまでかなりスピードを出して発信していただいたことに、まずは感謝を申し上げます。

やはり、いろいろなうわさ話や、今はインターネットの情報が速いので、不安になっていた児童生徒も多かったと思います。保護者も、ニュースで報道されておりましたので、どういうふう子どもたちに対応しているのか悩んでいる方もいたと思います。教育委員会事務局において、本当にいろいろと対応していただいたことには、感謝申し上げます。

今後についてですが、磯邊委員と同様で、これで終わりではないので、継続して子どもたちのことを見守っていただきたいのと、また、なかなか口に出すことがまだ不安で、先生たちに相談できない生徒さんなどもいると思いますので、様子を見ていただいて、今後も配慮していただければと思います。よろしくお願いします。

鶴岡教育長 こちらもご意見という形でよろしいですか。

大山委員 はい。

報告事項(2) 令和7年5月1日現在の児童生徒数について

鶴岡教育長 次に、報告事項(2)「令和7年5月1日現在の児童生徒数について」、学事課長、説明をお願いします。

小林学事課長 報告事項(2)「令和7年5月1日現在の児童生徒数について」、議案書の7ページをお願いします。

千葉市立小・中・中等教育学校においては前期課程で、そして、ここには記載がありませんが、夜間中学も含んでおります。この児童生徒数については、文部科学省が行っている学校基本調査に合わせて、5月1日現在の児童生徒数を各小・中学校及び中等教育学校から報告を受けて集計しています。令和7年度の調査で5月1日現在の児童生徒は、小学校で男子2万2,243人、女子2万1,037人の計4万3,280人であり、中学校では男子1万1,260人、女子1万662人の計2万1,922人でした。

調査結果については、集計後に本市ホームページにて公表しており、今年度も5月末までに公表する予定です。

参考として、直近5年間の千葉市立小・中学校児童生徒数の推移と、特別支援学級児童生徒数の推移を示しています。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かございますか。

小西委員 特別支援学級の児童生徒数については、肌感覚としては増えているというような思いがあったのですが、実際に数字として、やはり明らかに増えているなど改めて実感しました。

1点、質問なのですが、LDや、ADHDなど、通常学級に在籍しながら、通級指導教室に通っているお子さんもいらっしゃると思うのですが、それらの数字はここに含まれていないという理解でよろしいでしょうか。

小林学事課長 この数字の中には、通級の児童生徒数は含まれておりませんので、通常学級の数として数えております。通級指導を受けている児童生徒数についての把握は、教育支援課で行っています。

小西委員 ありがとうございます。もう一点なのですが、通級に通われている生徒のお子さんも増えているという理解でよろしいでしょうか。

高橋教育支援課長 年々増加しておりまして、過去最大になっております。一番新しい数字ですと、言語障害通級指導教室、いわゆることばの教室ですが、こちらは今年度665人で、難聴通級指導教室、いわゆるきこえの教室については41人。LDの通級指導教室、こちらについては小学校が178人、中学校が146人、高等学校が7人となっております。

なお、本市の通級指導教室の数ですが、県の特別支援学校に通級指導を受けるお子さんもおりまして、これについては千葉盲学校関係が3人、千葉聾学校関係が28人で、そのうちサテライト

教室で10人おります。

小西委員 ありがとうございます。特に通常学級に在籍するLD等のお子さんの対応が、やはり年々現場の先生方は大変になっていらっしゃるのかなと推測しているところですが、教育委員会として現場の先生方に対して何か支援とかなされていれば、教えていただければと思います。

高橋教育支援課長 養護教育センターと連携して取り組んでいるものがあるのですが、いわゆる特別支援学級等も含めた担任の先生方へのケアというか、支援なのですから、こちらについては大きく3つあります。

1つ目は、特別支援学級担当者研修並びに会議が年2回ずつありまして、こちらの方で特担会という、横のつながり、また、こちらからの支援、ポイント等について研修の場を設けております。

2点目です。特別支援教育エリアコーディネーターを配置しておりますので、何か支援等について悩み事や困り事、また教材等の選定となった場合については、緊急の特別支援教育コーディネーターの派遣を申請いただくと、直接学校を訪問させていただいて、ご助言等をさしあげる機会があります。

3点目です。こちらは養護教育センターが行っているものですが、専門研修を夏休み中心に行っておりまして、こちらの講座も年々増やしていただいているところです。

小西委員 ありがとうございます。

鶴岡教育長 養護教育センター、補足ないですか。お願いします。

小谷養護教育センター所長 養護教育センターでは、通常学級の先生方に向けて、先生の方からありました専門研修も行っておりますけれども、『発達障害から学ぶ児童生徒への適切な支援を目指して』ということで、令和5年の夏にハンドブックを出しておりますので、ホームページへのアップなど、特に研修会などを周知するように努めております。

小西委員 ありがとうございます。様々な支援をいただいていることに感謝を申し上げます。最初から特別支援を目指して先生になるという方は数として少ないかと思っておりますので、先生方が必要になった時にできる限り負担なく、オンラインなども活用して研修などを受けられるような、環境作りを引き続きお願いできればと思います。

磯 邊 委 員 データをお示しいただきありがとうございました。2点お伺いしたいのですけれども、これだけ見ると在学している子どもが減っているように見えるのですけれども、対象となる子どものうち、私立学校に通っている子どももいるのかなと思うと、対象となる子どものうち、どのくらいの割合かというのはお分かりになりますでしょうか。今かなり私立に行っていて、見かけ上、減っているのか、本当に子どもが減っているのかというところが分かればお示してください。私立も今、増えているかなと思います。

もう一つは、こちらの方は国レベルでも少し問題になっているのですけれども、インターナショナルスクールで、一条校ではない学校に通っている日本人の子どもたち、千葉市内でそれがどのくらいいるのかということについて、把握しておられるかどうか。最近、インターナショナルスクールも場所を持っているものもあれば、オンラインのような学校もあって、しかもそれは一条校ではないとすると、学習指導要領に則っていないわけですよ。そういう子どもたちのデータを千葉市はお持ちかどうかという、この2点をお尋ねしたいと思います。

小林学事課長 まず1点目です。私立の学校に在籍している児童生徒数については、直接的には把握していません。ですが、例えば小学校を卒業する際に私立の中学校等に進学している児童の数を数えることは、可能かと思います。ただ、今、正確な数字は持っていないというところです。

2点目のインターナショナルスクールについてですが、日本国籍を持っている子どもについては、一条校でない学校であっても、公立の学校に籍を置くことになっていますので、各学校では数字、行っている学校等は把握しております。ただ、学事課で全ての部分かということ把握している訳ではございませんので、調べるということであれば、各学校に問合せをすれば可能かと思えます。

磯 邊 委 員 NHKの報道で実は数千人いるのではないかと、全国レベルで、非一条校に通っている日本人国籍の子どもたちについて、それを国は把握していない、文部科学省が把握していないというような報道がありました。そうすると、子どもたちがエアポケットに落ちちゃっている可能性もあって、急ぎではないのですが、関心を持ったもので、NHKの報道だとその数が増えているということがあったものですから、もし調べるチャンスがあったら

市としても把握しておかれたらいいのかなと思います、ご質問しました。

鶴岡教育長 見解はございますか。

小林学事課長 そのように対応して参ります。

議案第15号 令和8年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について

鶴岡教育長 議案第15号 令和8年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について、教育指導課長、説明をお願いします。

小石教育指導課長 令和8年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について、千葉市教育委員会組織規則第8条第10号の規定により、議決を求めるものです。議案書の11ページをご覧ください。

まず、採択の対象となる教科書ですが、1の学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（令和8年度使用）であります。

学校教育法附則第9条の規定による教科用図書は、特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書で、これは毎年度採択していただいているものです。特別支援学校、特別支援学級におきましても、検定済み教科用図書または文部科学省著作の教科用図書を使用することを原則としておりますが、児童生徒の実態に応じて一般図書の中から教科用図書を選ぶことができます。このことを定めているのが学校教育法附則第9条です。

次に、採択の期間ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条の規定により、使用年度の前年度の8月31日までに行わなければならないと示されておりますので、この期日となっております。

3の採択方法は、次の手順を経て行われます。

まず、千葉市教科用図書選定委員会設置要綱に基づき、教科用図書選定委員会及び専門調査員会を設置し、教科用図書に係る調査研究及び選定を行います。

次に、教科用図書選定委員会における調査研究等の報告を受け、7月31日にそれぞれ令和8年度使用教科用図書として教育委員会会議で採択をお願いすることになります。

なお、専門調査員には、教科用図書について識見を有する校長、教頭または教員のうちから教育委員会が委嘱します。十分な調査研究を行うため、所要人数を委嘱することとなっております。特別支援教育関係図書の調査研究は3人で進めて参ります。

次に、4の教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項ですが、令和8年度に市立義務教育諸学校において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会教育長通知、選定資料及び選定資料作成の基本的観点を基に、千葉市の児童生徒及び地域性への適合等を勘案し、採択を行うこととなります。

最後に、これらの採択に関わる資料については、採択の透明性及び公正確保の観点から、県に準じて、採択が終了する日の翌日である9月1日以降に公開したいと考えております。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かございますか。

では、ご質問は無いようですので、議案第15号 令和8年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針についてを原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第16号 令和8年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について

議案第17号 令和8年度使用中等教育学校（後期課程）用教科用図書の採択方針について

鶴岡教育長 議案第16号 令和8年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について及び議案第17号 令和8年度使用中等教育学校（後期課程）用教科用図書の採択方針については、関連があるため、一括で審議し、逐一採決を行います。教育指導課長、説明をお願いします。

小石教育指導課長 議案第16号 令和8年度使用千葉市立高等学校用教科用図書の採択方針について及び議案第17号 令和8年度使用中等教育学校（後期課程）用教科用図書の採択方針について、一括して説明します。議案書の13ページをお願いします。

議案第15号と重複する点がありますので、義務教育諸学校と異なる部分を中心にご説明します。

高等学校の教科用図書については、本市では、市立千葉高等学校、高等特別支援学校、市立養護学校高等部がこれにあたります。千葉市立高等学校管理規則第19条に、教科用図書は文部科学大臣の検定を経たものまたは文部科学省が著作の名義を有するものについて、校長の選定に基づき、教育委員会が採択するものとするとなっております。

また、議案第17号 令和8年度使用千葉市立中等教育学校

(後期課程)用教科用図書の採択方針についても、令和8年度使用千葉市立高等学校用教科用図書の採択方針と同様であります。

3の採択方法についてですが、校長は、今申し上げた千葉市立高等学校管理規則の規定に基づき、文部科学省が取りまとめた教科用図書編修趣意書等を活用するとともに、研究会を開催するなどして、十分に教科用図書の調査研究を行い、選定が慎重かつ公正に行われるようにします。

これらの手続を経た選定に基づき、教育委員会が令和8年度使用教科用図書の採択を行います。

次に、4の教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項についてですが、令和8年度に市立高等学校及び中等教育学校(後期課程)において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会から示された事項等を踏まえ、地域・学校の実態、課程・学科の特色及び生徒の心身の発達段階・特性を勘案して、採択を行うこととなります。

なお、補足として、本年の教科用図書展示会について、お知らせします。本年も例年と同様に、次年度使用教科用図書の展示会を千葉市文化センターにおいて、6月13日金曜日から6月27日金曜日まで開催する予定です。開催期間中にご来場していただけたら幸いです。どうぞよろしくお願ひします。

鶴岡教育長 質問等を含め何かございますか。

私から1点確認なのですが、昨年度から変わった点がありましたら教えてください。

小石教育指導課長 稲毛国際中等教育学校がいわゆる中学校の課程、前期課程と従来の高等学校の課程、後期課程というのが、昨年度に変わりましたが、昨年度に準じて今年度がありますので、昨年度と特に変更した点はありません。

鶴岡教育長 ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。

それでは、ご質問がないようですので、逐一採決をいたします。

まず、議案第16号 令和8年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決といたします。

続きまして、議案第17号 令和8年度使用中等教育学校(後期課程)用教科用図書の採択方針についてを、原案どおり可決し

たいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決いたします。

議案第18号 令和8年度中等教育学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について

鶴岡教育長 議案第18号 令和8年度中等教育学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について、教育改革推進課長、説明をお願いします。

松田教育改革推進課長 議案第18号 令和8年度中等教育学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について、ご説明します。

本議案は、千葉市教育委員会組織規則第8条第9号の規定により、議決を求めるものになります。議案書17ページをご覧ください。

まず「1 募集」についてですけれども、「(1) 応募資格」は「ア 令和8年3月に小学校等を卒業見込みの者で、保護者とともに千葉市内に居住し、かつ、入学後も継続して市内に居住する者」、もしくは「イ 千葉市立稲毛国際中等教育学校長が志願を承認した者」に該当するものとなります。なお、イについては基本的に千葉市外に住所がある者のうち、出願までに千葉市内に居住場所を保有すること、かつ、3月末までに保護者と共に千葉市内に住所を移し、その後、引き続き千葉市内に保護者と共に居住することが確実な者、そうした方を主な対象者として想定して記載しております。

「(2) 募集定員」についてですが、こちらは「別に定める」ということとしております。このことについて、昨年12月に文部科学省から公立中学校の1学級当たりの上限人数、こちらが令和8年度以降、現在40人から35人に随時引き下げるという方針が示されました。そのことを受けまして、市立中等教育学校について募集定員を検討する必要があるかと判断しております。これまでの40人掛ける4学級、160人という募集定員を変更するかどうかについて、今後、国や千葉県内外の動向も注視しながら検討して、改めて教育委員会会議において議決していただく流れで、現在準備を進めております。

続いて、「2 入学検査料」についてですが、例年同様2,200円を納入することとしております。

「3 入学検査」についてですが、2回の検査を行い選抜します。なお、選抜の日程については、第3回定例会において議決をいただいておりますので、割愛させていただきます。

また、一次検査、二次検査、基本的に昨年度と変更はありませんが、一次検査の「エ 検査場所」については、昨年度大規模改修工事の関係で稲毛高校の仮設校舎で実施しましたが、今年度は稲毛国際中等教育学校の校舎での実施となります。

この他必要なものは、「5 その他」に記載のとおり、入学者の募集要項に定めることとします。

鶴岡教育長 質問等を含め何かございますか。

磯邊委員 1点質問なのですがすけれども、昨今、教育現場で百日ぜきなど、色々な感染症が流行っているのですけれども、もし受験の日に感染症になった受験生がいた場合の対応は、どのようになっているのでしょうか。

松田教育改革推進課長 例年、そうした体調不良といいますか、そういった場合には、再度受験をできるような機会とかを設けたり、または別室での受験をしたりなど、そうした形で保障を図っております。

磯邊委員 別日の試験ができるのですね。

松田教育改革推進課長 はい。

磯邊委員 ありがとうございます。

鶴岡教育長 他にはいかがでしょうか。

それでは、私の方から、40人が35人に国内的に動く予定があるということで、それを鑑みて検討して参りたいというようなご発言があったと思うのですけれども、募集要項を作成することも踏まえ、そんなに流暢なことを言っていられないと思うのですが、目安としていつ頃ぐらいまでに決めたいというふうに進めているのでしょうか。

松田教育改革推進課長 出願が10月から始まるということもありまして、それまでには決める必要があります。

鶴岡教育長 それまでに教育委員会会議において、議決いただくということよろしいですか。

松田教育改革推進課長 おっしゃるとおりです。

鶴岡教育長 承知しました。他にはよろしいでしょうか。

それでは、ご質問はないようですので、議案第18号 令和8年度中等教育学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針についてを、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

か。

(「異議なし」という声あり)

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決いたします。

臨時代理報告事項 職員の人事について

鶴岡教育長 教育委員会が教育長をして臨時に代理させ、処理した事項に係る報告をお願いします。報告第4号 職員の人事について、教育職員課長、説明をお願いします。

川島教育職員課長 議案書の21ページをご覧ください。

報告第4号 職員の人事について、ご説明します。

職員の人事については、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定に基づき、教育長をして臨時に代理させ処理を行いましたので、報告させていただきます。

千葉市立星久喜小学校の教頭の職において、令和7年4月1日付け人事発令により欠員が生じていたことから、令和7年5月1日付けで教育センター主任指導主事 菊池麻里を星久喜小学校教頭として発令しました。

報告は以上です。よろしくをお願いします。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かございますか。

鶴岡教育長 次に、議案第19号に係る審議に移りますが、以降の審議につきましては非公開となりますので、傍聴人の方は退出をお願いします。

(傍聴人退出)

議案第19号 令和7年度補正予算について(6月補正)

鶴岡教育長 審議を再開します。

議案第19号 令和7年度補正予算について(6月補正)、学校施設課長、説明をお願いします。

大久保学校施設課長 議案第19号についてご説明します。

令和7年度補正予算について市長に申し出るため、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定に基づき、議決を求めるものであります。議案書(2)の2ページをお願いします。

学校体育館冷暖房設備整備についてですが、1、学校体育館冷暖房設備整備の(1)債務負担行為の設定について、補正理由ですが、学校体育館の冷暖房設備整備に係る実施設計等について、

委託期間の平準化により入札不調リスクを抑制するため、当初予算の30校分と補正予算の24校分、計54校分の契約を本年度中に前倒しで締結し、可能な限り早期に学校体育館冷暖房設備整備を進めるため、令和8年度までの債務負担行為を設定するものです。

補正内容ですが、限度額が1億464万円で、内容は記載のとおりです。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かございますか。

小西委員 本題からずれるのですが、早めに進めていただいて大変ありがたいのですが、夏の時期に工事を実施する場合、夏はやはり新人戦であるとか、総体であるとか、大会が続くかと思うのですが、大会実施や子どもたちの練習に影響が出ないか心配をしています。そのあたり対応などされていれば教えていただければと思います。

大久保学校施設課長 工事スケジュールにつきましては、今お話をいただきました総体や卒業式の時期を避けて設定します。具体的には、概ね、総体終了後の8月から翌年2月までの期間に施工を行う予定です。ただし、各学校において個別の事情や特別な行事等がある場合は、それらを考慮して工事スケジュールを調整します。

小西委員 ありがとうございます。保護者の方やお子さん達は、工事期間がいつになるのか気になっているかと思しますので、早めに保護者や児童生徒にもスケジュールを共有していただければと思います。よろしくお願いします。

杉山委員 体育館冷暖房設備整備工事の54か所の設置予定の学校はすでに決定しているのでしょうか。また、以前ご質問させていただきましたが、特別支援学校や養護学校は含まれているのでしょうか。

大久保学校施設課長 今回の54校というのは、今年度発注し、来年度設計、令和9年度に工事を行う小学校となりますが、具体的な学校については、区ごとバランスや学級数などを考慮し、これから検討をする予定です。また、特別支援学校については、今年度に設計を行い、来年度設置工事を行うです。

杉山委員 ありがとうございます。お願いします。

磯邊委員 学校の体育館は、夏は暑くて冬は寒いので、エアコンが整備されるのは最高なのですが、イメージが沸かないのですが、大きなスポーツセンターなどですと、エアコンはかなり大がか

りなもので、ダクトがついていて、冷房は下に下がるからいいのですけれども、暖房は上にたまってしまうので、そういったような、後づけになるわけですよ。そういったところもしっかりとされているとは思いますが、どのようなエアコンが整備されるのかなというのをご説明いただきたいのと、もう一つは体育館にエアコンが整備されるということは、当事者は子どもだけではなくて、災害時の避難所になるということを考えると、耐震設計とか、地震があったときに使えなくなるとは意味がないので、そのあたりも設計の中にきちんと盛り込まれているかどうかを確認させていただきたいと思います。

大久保学校施設課長 室内機を原則、キャットウォークの下に設置し、冷房時には冷気が自然に下降する性質を活かし、暖房時には風向きを下方に調整することで暖気を効率的に循環させる設計となっています。この他、断熱されていない体育館については、併せて断熱工事を行います。また、必要に応じて、サーキュレーターなどの補助装置を併用することで、室内の温度分布の均一化を図ることができると考えております。耐震性に関しては、建築基準法及び関連法令に準拠した耐震設計となっています。設計段階で荷重計算を行い、適切な強度の取付金具や振れ止めなどの耐震対策を施します。

大濱委員 今後なのですけれども、この54校で全て終わるわけではなく、まだ先がある訳ですよ。今後の予定として、あとどのくらい学校が残っていて、いつまでに、最終的に全部の学校が設備を整えることができるのか、予定が分かりましたらぜひ教えていただきたいと思います。

大久保学校施設課長 エアコンの設置工事については、今年度から設置工事を進めますが、今回の54校については、令和9年度に設置工事を行う小学校となります。小学校は全部で108校ありますので、残りは54校となります。残りの学校の完了予定時期はまだ決まっていますが、できるだけ早期に整備したいと考えております。

大濱委員 分かりました。なるべく早く、全ての学校に整備できるようによろしくお願いします。

鶴岡教育長 その他ございますか。

議案第19号 令和7年度補正予算について（6月補正）を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決いたします。

松田教育改革推進課長 先ほどの私の答弁で、誤りがありましたので、訂正させていただきます。

磯邊委員からご指摘をいただいた件ですけれども、高校の入試と混同してしまっておりまして、高校は追検査があるのですが、中等教育学校の入学者選抜に、別日はありません。お詫びして訂正させていただきます。失礼いたしました。

磯邊委員 これは、今後も検討しないのでしょうか。

松田教育改革推進課長 実際に、追検査となると問題を複数用意しないといけないのですけれども、現時点でその余力がないというのが正直なところでありまして、実際にそうした措置を希望する声がある程度あるか等の状況を踏まえながら、必要があれば検討させていただきたいと思っておりますけれども、現時点において予定はございません。

磯邊委員 すると何が起こるかということ、受診しないで受験するということが起こるのですよね。

松田教育改革推進課長 感染症に関しては、別室を設けておりますので、そうした体調不良に関しては、別室で受けていただけるように、幾つか部屋を用意しております。

磯邊委員 法定感染症の場合には、学校に来ないというのが大前提なので、受験はしないのです。クラス、別室を設けるというのは、来ることが前提ですものね。ご検討いただきたいと思います。

松田教育改革推進課長 承知いたしました。ご意見ありがとうございます。

9 その他

第6回定例会は、6月17日 火曜日 午後2時からとした。

10 閉会

鶴岡教育長より閉会を宣言